

## 第197回 防衛調達審議会議事要旨

### 1 日時

令和7年11月19日（水）10時00分～12時25分

### 2 場所

防衛省庁舎D棟3階第1庁議室

### 3 出席者

(委員)

田内会長 柴山会長代理 石田委員 片岡委員 清水委員 西谷委員 林委員

(防衛省)

防衛装備庁 滝澤長官官房審議官、小杉装備政策部長、藤重調達管理部長、鈴木調達事業部長、秋田監察監査・評価官（事務局）

金山統幕後方計画部長、池田陸幕装備計画部長、星海幕装備計画部長、藤永空幕装備計画部長

### 4 議題

- (1) 随意契約に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第2回））
- (2) 1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第2回））
- (3) 次回の日程等

### 5 議事概要

- (1) 随意契約に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第2回））

令和6年度に防衛装備庁調達事業部艦船調達官付誘導武器室が締結した契約の中から、サンプリング調査審議の対象として委員が抽出した「17式艦対艦誘導弾」について審議を行った。

#### (17式艦対艦誘導弾の概要)

本件は、海上自衛隊の水上艦に搭載し、敵水上艦艇及び我が国の島嶼に侵攻した敵火力兵力（レーダ、ミサイルランチャ等）への攻撃に使用する17式艦対艦誘導弾の製造請負契約である。

## 【事前調査における論点等】

- ① 初度費の対象となる製造設備などの体制について、本調達の契約上、契約相手方に具体的にどのような設備・体制をいつまでに整える義務が生じると官として認識しているのかについて契約上の根拠を具体的に説明されたい。契約上の根拠が仕様書の5. 14に規定されているのみであれば、図面や個別の設備を具体化しない概括的な内容となった理由について合理的に説明されたい。官が想定する設備・体制を想定する時期までに整えられない場合に、初度費部分の支払拒絶や既払金の返還請求を適切に実施できるのかについても合わせて説明した上で、建屋を含めた設備全てについてどのように管理等（保管、利用状況の調査を含む）をしていくのか、その対策や制度について具体的に説明されたい。また、初度費の効果が及ぶ期間（特に建屋）についても具体的に説明されたい。
- ② 本件では、初度費の適用範囲が従来の専用治工具等に含まれていなかった建屋や設備にまで含むという解釈の拡大が行われており、原価管理や原価監査を実質的に不可能にするほど大きな混乱をもたらすものであると理解するが、その正当性について、当初の初度費のルールに照らして、個別具体的にどのような拡大解釈によって、どのような処理が可能となったのかについて具体的な価格を付して列挙された上で詳細に説明されたい。また、原価監査等において初度費の価格、範囲（適用期間、調達数量）及びコスト変動調整率4%の妥当性について今後どのように確認、検証するのか具体的に説明されたい。
- ③ 17式艦対艦誘導弾の契約当初からの間接費、初度費を含めた単価の推移を示されたい。また、増産体制以後、従来の設備で製造した取得価格と本件初度費で計上された設備等で製造された取得価格は異なるが、今後どのように別々の価格の妥当性を検証し官として予定価格を算定するのか具体的に説明されたい。

## 【本審議】

（資料に基づき防衛省側から説明）

（17式艦対艦誘導弾）

事前調査の論点①、②及び③について

会：初度費に建屋が含まれている過去の事例はF35であるということは理解したが、初度費の拡大解釈が行われていたのはF35の時であるのか。

防：拡大解釈はしていない。会社見積書に計上されている初度費は官の規則と必ずしも一致する分類方法ではない場合があるが、官の規則に組み替えなどを実施すると、官民ともに間接コストが掛かり、間違いの元となるため会社の事業基準に則っていることが多く、実務では規則の概念に記載されている初度費に該当するものかということをあまり

考えていない。したがって、F35の例や当該案件も運用において建屋を初度費に計上していることについても、解釈の変更があったわけではないというのが制度の扱いとなっている。ただし、このように概念と呼称がズレている状態は分かりにくいいため、少なくとも原価計算上における呼称としての初度費の範囲を実務と乖離しないように改善する方向で検討している。

委：承知した。

委：製品群（シリーズ）において初度費が発生するという事は、単価の管理をする場合、初度費も含み計算されているのか。

防：プロジェクト管理品目という主要な装備品については、初度費を含めた単価を算出、管理をしている。

委：原価計算上とプロジェクト管理上のコスト管理は、リンクしていないのか。

防：原価計算とプロジェクト管理とで初度費の額自体は一致している。その初度費をプロジェクト管理では対象品目のライフサイクルコストの一部として管理している。

委：建屋の効果が及ぶ期間について、長期間を想定しているということだが、技術革新などで当初計画予定より短い使用となる可能性も生じると思うが、その場合の処置はどのようにするのか。

防：建屋を防衛以外で使用する場合は、使用期間の減価償却分を考慮し残存価値の価格を返納することとなっている。

委：減価償却は法定耐用年数で計算するのか。

防：そのとおりである。

委：本来は法定耐用年数ではなく、経済的耐用年数で計算するべきであると考えている。重要性の原則の観点から経済的耐用年数を適用する基準を決め、ルール作りをすることを検討されたい。

防：約100社の経費率算定企業のあらゆる固定資産について経済的耐用年数を評価して製造間接費を算定することは業務量的に困難である。法定耐用年数に基づく税法上の損金計上にあわせて製造間接費を認めることが、行政コストとしては効率的である。

委：合理的な説明であり、了解した。ただし、初度費で建屋等を支払う場合、製造間接費が下がり、加工費率も下がるものだと考えるが、そうすると原価計算に結び付くものであるため、コスト管理が原価計算と独立しているということに疑念が残る。

委：従来、専用治工具等の中には、建屋は含まれることはなかったが、今回はH25のF35と同様、建屋を直接費として計上したということか。

防：そのとおりである。

委：初度費の仕様内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項第2条第3項に基づき提出される「専用治工具等取得実績報告書」の様式に建屋という文言があるが、当該特約条項の条文の中には建屋の文言がないがその理由を説明されたい。

防：特約条項の様式には企業側の混乱を招かないようにするという趣旨で追記したものである。今後、有識者の意見を踏まえて条文にも記載する等改正していきたいと考えている。

委：官側の観念上の初度費と規則上の初度費が異なっていると感じる。F35の時以来契約相手方に支払うという観念上の初度費と専用治工具等の等には建屋は入っていないという規則上の初度費について整合性がないと考える。

防：ご指摘のとおりであり、今後規則等改めていきたい。

委：製品群（シリーズ）の初度費であるとのことだが、外観上は個別の装備品に対する初度費として契約締結をしているようにみえる。個別の装備品のみならず他の装備品への転用を想定している建屋や設備について、調達要求時に想定している範囲を明確に記載し、官民同じ認識の元で、契約履行を適切に実施させることが重要であると考えている。今後、契約締結後のみならず調達要求時に建屋を含む設備を利用する装備品の範囲を明確に記載するよう規則化されたい。

委：官側がやりたいと思っていることが適切に特約条項等に記載できていないと考える。主なものとして、特約条項上の初度費は、当該装備品に必要とされるものと解されるような記載になっている。支払条件が満たされているか否かを考えた場合、増産とそれ以外の初度費と分けて整理する必要があると考える。また、増産の初度費は特殊なため、返納条件等を詳細に記載する必要があると考える。現行の特約条項で記載されている同一、同種という文言では製品群（シリーズ）まで想定されているとは解釈しにくいと思われる。官側がやりたいことを適切な文言で記載する必要があり、今後改正するよう検討されたい。

委：製品群（シリーズ）での初度費であれば、契約をまとめた方が合理的な場合もある。

防：今後は概算要求時からそういったことを考慮していけたらいいと思う。

会：指摘事項について今後、官側として検討され、改善策等が決定後、適切な時期にその内容について審議会にて議論したい。

## （２）１者応札・１者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（令和６年度 防衛装備庁（第２回））

### 【１者応札案件に係るサンプリング調査審議案件１件】

- ① 装軌・装輪車用試験装置（４国）

### 【１者応募案件に係るサンプリング調査審議案件１件】

- ② X帯次世代サブアレイアンテナ

**【仕様書等に係るサンプリング調査審議（複数者応札） 案件 1 件】**

- ③ スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR  
スタッドレスタイヤ 12R22.5-16PR

**【事前調査における論点等】**

① 装軌・装輪車用試験装置（4国）

- ・対象となる装置を製造している業者以外で当該試験装置を受注できる見込みが現実的にならないように思われるが、あえて一般競争にした理由について説明されたい。
- ・業態調査内容、業者選定理由及びその基準について具体的に説明されたい。
- ・過去の同一・同種の試験装置の調達状況（応札者数、価格、落札状況）を示した上で、その背景や整備方法の変更について説明されたい。
- ・不落随契となった理由及びその具体的な手続きの流れ等について説明されたい。
- ・過去同様の調達も本件と同じ契約相手方であるとのことだが、その調達実績から得た知見を本件の競争性を高めるためにどのように活かされたのか説明されたい。また、公示期間の確保で競争性を高めるとは思えないため、それ以外の競争性を高める今後の取組について説明されたい。
- ・応札しなかった競合他社がもっていない製造技術及び製造設備を本件契約相手方が持っていた理由について説明されたい。

② X帯次世代サブアレイアンテナ

- ・次世代HPM実用化のプロジェクト全体における本件契約相手方と富士通の位置づけ（入札参加及び辞退理由を含め）を詳細に説明されたい。
- ・研究委託をしていた富士通が辞退した理由と研究委託をしていなかった東芝が本件の契約相手方となった理由について詳細に説明されたい。
- ・公示日数が14日と短いように思われるが、公示日数を延ばしても応募者数に影響しないと考えるよいかについて説明されたい。

- ③ スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR  
スタッドレスタイヤ 12R22.5-16PR

- ・仕様書に記載されている同等品の品目数よりも下回る応札者数となっている。納入場所や調達数量を限定すれば、より多くの業者が入札参加し、価格競争が図られると考えるが、現状の調達要求の合理性、適切性について根拠を示した上で具体的に説明されたい。

**【本審議】**

（資料に基づき防衛省側から説明）

① 装軌・装輪車用試験装置（4国）

委：競合他社が本件を履行する設備等がないという回答になっているにも拘わらず改善策で  
今後は同様な調達要求があった場合、公募等を実施していくとのことだが、原因分析と  
改善策の回答の間に矛盾があるのではないか。

防：昨今の技術革新を鑑み、将来的に競合他社が入札参加できる可能性もあるため、競争性  
を確保した回答となっている。

委：承知した。

② X帯次世代サブアレイアンテナ

委：次世代HPM実用化に向けた高出力半導体増幅モジュールの研究委託契約の契約相手方  
である富士通が本件に入札参加できないことは、官として予測していたのか。

防：本件と高出力半導体増幅モジュールの研究委託は求められている技術等が異なっている  
ため、富士通が本件に入札参加できないことを予測していた。

委：承知した。

③ スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR

スタッドレスタイヤ 12R22.5-16PR

委：入札参加者が少なくなっているが、その理由について説明されたい。

防：現状の落札価格の水準では、応札したとしても落札の見込みがないので応札を見合わせ  
たとのことであった。

**(3) 次回の日程等**

次回は12月17日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。